

偽造・盗難カード被害並びに盗難通帳被害に対する補償について

青木信用金庫では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預金者保護法）」の施行を受け平成18年2月10日よりキャッシュカード規定を改定し、個人のお客様の偽造・盗難キャッシュカードによる被害に対する補償を行ってまいりました。

さらに、平成20年2月20日に全国信用金庫協会より公表された「預金等の不正な払戻しへの対応について」に係る申し合わせ事項を踏まえ、平成20年8月1日からは、個人のお客様が盗難通帳（証書）による預金等の不正な払出し被害に遭われた場合に対する補償を実施することとしました。

当金庫では、預金者保護法に基づく補償に加え、法律の趣旨を尊重し、法律が規定していない被害についても以下のとおり補償を検討します。

なお、改定後の規定をご希望のお客様は、窓口へお申出ください。

1. 預金者保護法及び当金庫の規定に基づく被害補償

預金者保護法及び当金庫の規定に定める範囲内で、個人のお客様のキャッシュカードの偽造・盗難による不正な払出し被害および盗取された通帳（証書）による窓口での不正な払出し被害について補償します。ただし、お客様のカードと暗証番号または通帳（証書）と印鑑の管理状況等により当金庫の補償割合が変わる場合があります、また、補償できない場合もございます。

2. 預金者保護法の規定外の補償方針（カード規定も規定外）

以下の被害は預金者保護法の補償対象外ですが、法律の規定する内容に準じて補償を検討いたします。ただし、お客様のカードと暗証番号の管理状況等により当金庫の補償割合が変わる場合もあり、また、補償できない場合もございます。

- (1) 法人のお客様のキャッシュカードの偽造・盗難による被害
- (2) 個人のお客様のローンカードの盗難による被害
- (3) 偽造・盗難カードの被害のうちデビットカード利用による被害

3. カードと暗証番号および通帳（証書）と印鑑の管理についてのお願い

カードと暗証番号および通帳（証書）と印鑑の管理については、従来よりホームページ、ポスター、チラシ、ATM等を通じて管理に万全を期すようご案内してまいりましたが、今般の補償に際しては、カードと暗証番号および

通帳（証書）と印鑑の管理状況等により補償割合が変わる場合や補償できない場合もございますので、改めて以下のとおりお客様にお願い申し上げます。

- (1) カード、通帳（証書）、印鑑が手元から無くなったり、身に覚えのない取引があるなど、被害に遭われた場合には、まず、すみやかに当金庫窓口までご連絡いただき、口座の利用停止措置を申出てください。
- (2) カード、通帳（証書）、印鑑はお客様の財産です。厳重に管理してください。
- (3) 以下の事項等を遵守いただかないと、お客様の重過失または過失となる可能性もあり補償されない場合がありますので、ご注意ください。
 - ① カードの暗証番号を例えば、生年月日・電話番号・住所の地番・自動車のナンバーなど、お客様以外の方でも知りえる番号にすることは行わないでください。
 - ② カードを自動車内などに放置したり、他人に容易に奪われる状況に置くことは行わないでください。
 - ③ カードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に知らせること、暗証番号をカード上に書いたりすることは行わないでください。
 - ④ 暗証番号をメモなどに書き記し、カードとともに保管・携行したり、カードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用することは行わないでください。
 - ⑤ 通帳（証書）・印鑑は他人に使用されることのないよう別々に管理してください。
 - ⑥ 通帳（証書）・印鑑を紛失していないかをこまめにご確認いただくとともに、通帳記帳などで残高をこまめにご確認ください。
 - ⑦ 通帳（証書）・印鑑を安易に他人に渡さないでください。
 - ⑧ 届出印が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管したり、他人に渡したりしないでください。
 - ⑨ 通帳（証書）・印鑑を他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下におかないでください。

4. 補償についてのお願い

- (1) 警察署への被害届の提出、または、情報提供等を行ってください。
- (2) 当金庫および保険会社における事実の調査、被害拡大防止対策等へご協力ください。
- (3) 事実の調査等に関して保険会社に対し、お客様の個人情報を提供することにご協力ください。

- (4) その他、各種預金規定・カード規定に準じて補償を検討いたしますが、この規定に反するものは、補償割合が減額される場合や補償されない場合があります。

なお、補償にあたっては、当金庫及び保険会社が、ATM取引時や窓口取引時の厳正な調査または所轄警察署へ聴取・情報交換等を行い取引時の事実関係を明確にいたしますので、被害状況の調査に時間を要する場合があります。